

第三章 交際事業

第一節 加盟者集會

第十六條 各飯場又ハ各交際所ニ於テハ時々加盟者ノ集會ヲ關ク
加盟者集會ニ於テハ交際事項ノ報告續々ノ道ノ講究實踐又ハ備員若クハ名士ノ有益ナル講演等ヲ行フ

第二節 取立

第十七條 取立ハ職親職子ノ關係ヲ結ビ本同盟ニ加盟スルコトヲ許ス儀式ニシテ年一回各交際所ニ於テ之ヲ開キ相互ニ立會スルモノトス
第十八條 取立ハ神聖ニ行ヒ錢夫ノ道ノ徹底ヲ計ルト共ニ眞實ニ行ヒ若シ冗費ヲ避クヘキ

モトトス

取立ニ立會スル列席スルモノハ苟モ本同盟ノ名譽ヲ毀損スルカ如キ行為アルヘカラサルモノトス

第十九條 取立希望者ハ紹介者トシテ加盟者

一名連署ヲ以テ交際所ニ願出ツヘシ

取立ニハ左ノ資格ヲ具備スルコトヲ要ス

一 滿一ヶ年以上當銅ヲ採鑛課ニ從業シ同盟

ノ信義アルモノト見做サレタルモノ

二 支柱夫整岩機夫坑夫員夫坑内雜役夫若クハ

棒燒鍛冶タルコト

但シ員夫又ハ坑内雜役夫ハ三十歳以下ニシテ

將來坑夫ニ昇進スル見込アルモノニ限ル

第二十條 取立ニ関シハ特ニ臨時在話役ヲ設ク